# 訪問介護・訪問介護相当サービス

## 重要事項説明書

#### 1 事業所の概要

#### (1) 指定事業所番号及び提供地域

事業所名	シルバーサポート アスワン
所在地	宇部市あすとぴあ七丁目1番2号
指定事業所番号	3570204119
提供地域	宇部市東部全域、北部・中部・西部・南部の一部

### (2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	准看護師	1名		○従業者及び一元的管理
日生行	1世/自 唆叩	1 /1		○苦情の相談と対応
サービス提供 責任者				○介護計画の作成・計画内容の説明
	介護福祉士等	1名以上		○利用者申し込みに係わる調整
				○従業者に対する技術指導
訪問介護員	介護福祉士	1名以上	1名以上	○訪問介護サービスの提供を行う
	実務者研修修了者 等			○副同月 護り一 ころの症供を行う

### (3) 事業所の営業日及び営業時間

営業日 … 月曜日から土曜日(祝日は除く)とします。

営業時間 … 午前8時から午後6時までとします。

※上記以外の日時において、状況に応じてサービスを提供することがあります。

#### 2 サービスの内容

### (1) 身体介護

食事介助 … 食事介助、服薬介助、口腔清拭、安全確認、水分補給 等

入浴介助 … 浴室への誘導、衣類着脱、洗身、洗髪、全身清拭、部分清拭 等

排泄介助 … トイレ等への誘導、オムツ交換 等

身体整容 … 衣類着脱、整髮 等

その他

(2) 生活援助

買い物等 … 日常品の買い物、薬の受け取り 等

調理 … 配膳、片付け 等

洗濯 ・・・・洗濯、洗濯物干し、取入れ、収納 等

寝具手入れ… シーツ交換、カバー交換、ベッドメイキング 等

その他

※サービス計画書に記載されていないサービスの提供は行うことができません。

- 3 サービスの利用料及び利用者負担金
  - (1) 利用料金及び支払方法については別紙参照
  - (2) 交通費

通常のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方はご相談ください。

(3) キャンセル料

サービス提供時間までにご連絡をいただいた場合は無料です。ご連絡がなく職員が訪問した場合はキャンセル料として 1,500 円をいただきます。但し、利用者の病状の急変や急な入院等の場合にはキャンセル料はいただきません。

(4) 諸経費

サービスを提供するために使用する、水道・電気及びガスなどの費用は利用者の負担となります。

(5) お支払い方法

毎月末日締め切りで翌月 26 日までのお支払いとし、入居者若しくは御家族名義の山口銀行指定 預金口座より自動引き落としとします。尚、口座引落に係る手数料につきましては、入居者のご 負担となります。

- 4 緊急時・事故発生時の対応
  - (1) 緊急時・事故発生時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、対応方針及び事前打ち合わせに基づいて主治 医・ご家族等へ連絡します。

- ①利用者の病状の急変などが発生した場合、担当訪問介護員は利用者の安全確保と救命に努め、 管理者等に連絡をとります。
- ②管理者等は発生状況を把握した上で適切な指示を行い、また状況によっては現場にかけつけ、 体制の支援など必要な措置をとります。
- ③管理者等は家族・主治医・担当介護支援専門員などへの連絡調整を行います。
- ④管理者等は発生事由によっては、当該市町村介護保険担当課、福祉事務所などへの報告を行います。
- ⑤利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに協力医療機関・利用者の家族等に連絡をとるとともに必要な措置をとります。
- (2) 報告体制
  - ①訪問介護員から当事業所への情報提供
  - ②当事業所から居宅介護支援事業所への情報提供
  - ③当事業所から関係市町村の介護保険担当課や保健福祉センター等への情報提供

#### 5 苦情の対応

(1) 苦情申立窓口

事業所窓口	利用時間 : 8:30 ~ 17:30						
	TEL : 0836-53-5558						
	FAX : 0836-53-5559						
	Email : <u>asutopia@wonder.ocn.ne.jp</u>						
	窓口担当者: 管理者 木島 香代子						
その他の窓口	宇部市役所 介護保険課						
	所在地:宇部市常盤町1丁目7番1号						
	TEL: 0836-34-8396 、FAX: 0836-22-6026						
	国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情班						
	所在地:山口市大字朝田字岡の口 1980 番地の 7						
	TEL: 083-995-1010						

#### (2) 苦情処理体制·手順

- ①苦情の申し出があった時は、ただちに計画担当責任者が相手方に連絡をとり、直接伺うなどして詳しい事情を聴くとともに、担当者からも事情を確認する。
- ②計画担当責任者が必要と判断した場合は、管理者まで含めて検討介護を行う。
- ③検討の結果、速やかに具体的な対応をする。
- ④記録を保管し、再発防止に役立てる。

#### 6 職員研修

入社後1カ月以内に新人研修を実施します。また、定期的な内部研修の開催や外部研修への積極的な参加などによって、職員の資質を高めます。

### 7 確認事項

- (1) 利用者の方の体調不良時や、やむを得ない事由によりサービスを変更及び中止される場合は、 事前に連絡お願いいたします。
- (2) ご本人が不在中のサービス提供はできません。又、本人以外の家族等に関するサービス提供もできません。(家族の食事の準備・家族の部屋の掃除など)

#### 8 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した場合には、あらかじめ定められた様式に必要事項を記載し、サービス提供終了時に利用者の確認を受けます。
- 9 サービス提供の際の事故やトラブルを避けるために

- (1) 訪問介護員は、法に定められた医療行為や、年金などの金銭の取り扱いはできません。生活援助として行う買物等にともなう小額の金銭の取り扱いは可能ですが、現金の受け渡しの際には必ず金額及び領収書等の確認をお願いします。
- (2) 訪問介護員は介護保険上、利用者の介護や家事の準備などを行うこととされています。ご家族の食事の準備や洗濯などは、介護保険外のサービスとなりますので行うことができません。
- (3) 訪問介護員に対する贈り物や飲食などのもてなしは、固くご遠慮させていただきます。
- (4) 訪問介護員個人の住所や電話番号はお教えできません。ご用件がございましたら事業所までお申し出ください。
- (5) 利用者及びご家族について知り得た情報は、守秘義務により部外に口外することはありません。 但し、利用者の状況の把握と訪問介護員の適切な対応を目的として、担当訪問介護員により事業所へ報告を行うことを義務付けております。また、緊急の場合は、利用者またはご家族若しくは介護支援事業者に相談の上、関係機関に必要な情報の提供を行います。

以上、契約の締結及び訪問介護または訪問介護相当サービスの提供に当たり、下記利用者及び代理人 に対して、上記のとおり契約内容・重要事項の内容を説明しました。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事業者双方記名押印の上のとする。各自 1 通を保有するものとする。

## (契約締結日)

令和		年		月		日	1	
(事	業者	<del>-</del> )						
所	在	地		<b>〒</b> 75	55-0	152	宇部市あすとぴあ七丁目1番2号	
名		称		シル	バー	サポ	ポート アスワン	
代	表	者		社会	福祉	:法人	マスワン山荘 理事長 國吉卓也	Ĺ
説	明	者					印	_
(利	刊用表	者)						
令和	П		年		月		日	
				氏		名	(I)	
				<u>住</u>		所		_
(1	大理人	人)						
令和	П		年		月		日	
				氏		名	即	
				住_		所		